

令和5年度高等学校体験入学・授業参観等実施要領

1 事業のねらい

県立高等学校において、夏季休業中に、中学生、保護者及び中学校の教職員等を対象とした体験活動（体験入学・授業参観等）を実施することにより、高等学校の特色や高等学校における学習、部活動など高校生活に関する理解を促進し、中学生の興味・関心、適性等に応じた学科・コースを選択するための一助とするとともに、中学校の進路指導の充実に資する。

2 事業の内容

(1) 概要

ア 各県立高等学校長は、夏季休業中の可能な期間に、中学生、保護者及び中学校の教職員等が参加できる体験活動を実施する。

イ 内容は、各県立高等学校の創意工夫によるものとし、各県立高等学校の教育内容についての理解を深めることができるものとする。

(2) 体験活動対象者

体験活動を希望する中学校（義務教育学校及び特別支援学校中学部を含む。）の生徒、保護者及び教職員等、各県立高等学校が指定する者とする。

(3) 実施内容等

ア 実施形態

体験入学または授業参観等

イ 期間

各県立高等学校が設定する期間及び時間帯とする。

ウ 体験高等学校数

中学生等は、希望する県立高等学校の体験活動に複数参加できるものとする。

エ 内容

各県立高等学校の実施する内容によるものとする。各県立高等学校においては、体験入学、授業参観等のいずれか一方のみの実施も可とする。

(4) 実施上の留意点

ア 各県立高等学校における体験活動の内容については、県教育委員会から各市町（学校組合）教育委員会、中学校及び義務教育学校、特別支援学校へ一覧表を通知（令和5年6月16日（金）発出予定）する。

イ 各県立高等学校の実施要項及び参加申込書等詳細については、各県立高等学校から各中学校等へ令和5年6月19日（月）までに送付するとともに、各県立高等学校のホームページに掲載する。

ウ 中学生の体験活動時の行動については、各県立高等学校の受入条件に従うよう、各中学校等で事前指導を行う。

エ 中学校等から各県立高等学校までの移動は、各中学校等で行うものとし、事故のないように努める。

オ 中学校等は、事前に各県立高等学校における体験活動と参加生徒の交通手段並びに往復の経路について、事前に把握する。

カ 中学校等は、参加希望者数等を取りまとめ、原則として、令和5年7月7日（金）までに該当高等学校長に連絡する。